

## 第2問

C市内に本拠を置くE会F一家に属する暴力団の組員である被告人Aは、G会系暴力団組長であるXを殺害することを計画した。

そこでAは平成13年8月18日の深夜、一般人に危険が及ばないよう、G会のアジト付近の人气がなく外灯もない夜道でXを待ち伏せ、Xが帰ってきたところを背後からけん銃でXに向けて弾丸1発を発射した。弾丸はXの頭頂部にあたり、Xが頭を押さえよろけたのを確認したAは、さらにその背中を目掛け3発連続で弾丸を発射した。これらの弾丸は、Xの右胸に命中したほか、Xの出迎えでたまたまその場に現れ、Xが頭を押さえよろけているのを見て慌てて近づいてきたG会系暴力団組員のY、Zにも命中した。

これにより、X、Yは死亡し、Zは加療約3ヵ月間を要する右膝銃創の傷害を負った。

なお、その後の調査によると、Aが連続で発射した3発の弾丸は、1発目がYに、2発目がXに、3発目がZにそれぞれ命中していたものと推定される。

AのYとZに対する罪責を述べよ。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法違反については検討しなくてよい。

参考判例：東京高裁 平成14年12月25日